

桃園町内会駐車場使用規則

【平成21年4月1日制定】

【改正：平成23年4月1日，平成28年4月17日，令和3年4月18日】

1 設 備

- ・4区沈砂池跡駐車場(軽四専用) 3台
- ・4区上駐車場 5台
- ・4区下駐車場 6台

2 使用開始

- ・平成20年7月1日より

3 運営委員会

- ・町内会長，副会長，4・5区～区長・幹事で，構成する。

4 管 理 人

- ・4区沈砂池跡駐車場は4区長とする。
- ・4区上駐車場は5区区長とする。
- ・4区下駐車場は4区区長とする。

5 利用対象者

- ・4・5区の路上駐車を減らすこと，および地理的に原則として，4・5区町内会員を優先とする。
ただし，沈砂池跡駐車場は，4・5区に希望者がいないときは1・3区の会員も抽選に参加できる。
原則として1所帯1台限りとする。

6 契約内容

- ・2年契約とし，隔年7月1日に新たに抽選して利用者を定める。
- ・途中解約があった場合は，運営委員会を開催し利用希望者を募り，希望者多数の場合は抽選とする。
- ・家族，他人にかかわらず委員会の了承なく使用権の譲り渡しはできない。

7 利用料金

- ・年額20,000円とし，契約時(更新時)に管理人へ1年分を一括前払いとする。
- ・途中利用開始の方は，翌月より契約更新年の6月までの期間，月額1,700円を一括支払いとする。
- ・料金の収納は，町内会長経由で会計に届けるものとする。

8 払 戻 金

- ・途中解約の場合，翌月分より次年度の6月までの期間分月額1,600円の計算で払い戻しする。

9 解 約

- ・利用不要になった場合は，直ちに管理人に解約を申し出るものとする

10 空き区画

- ・その都度希望者を募り運営委員同席の上抽選で決めるものとする

11 車庫証明

- ・町内会長が証明する

12 免責事項

- ・駐車場における盗難・破損事故に対しては，町内会は一切責任を負わないものとする
- ・草刈り等の維持管理については，使用者が責任をもって行う。

13 車両移動

- ・春，秋の町内大掃除の作業時間内や，工事など必要に応じ駐車場内の車両を一時他へ移動するものとする。

(注) 駐車場の収入は，21年上期より町内会費年額800円の減額に当てる